

青森市斎場整備運営等事業 要求水準書 新旧対照表

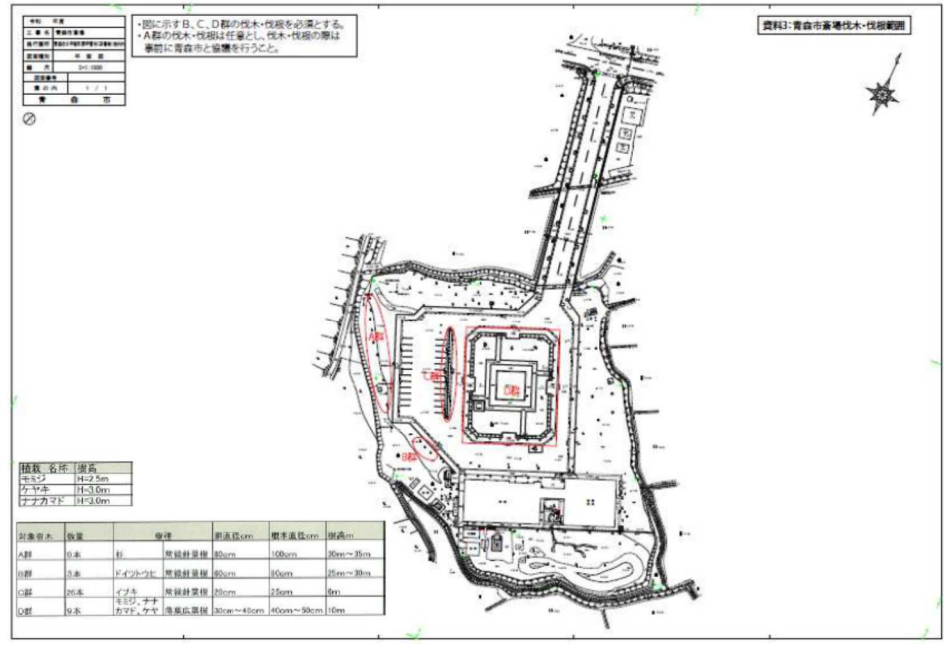
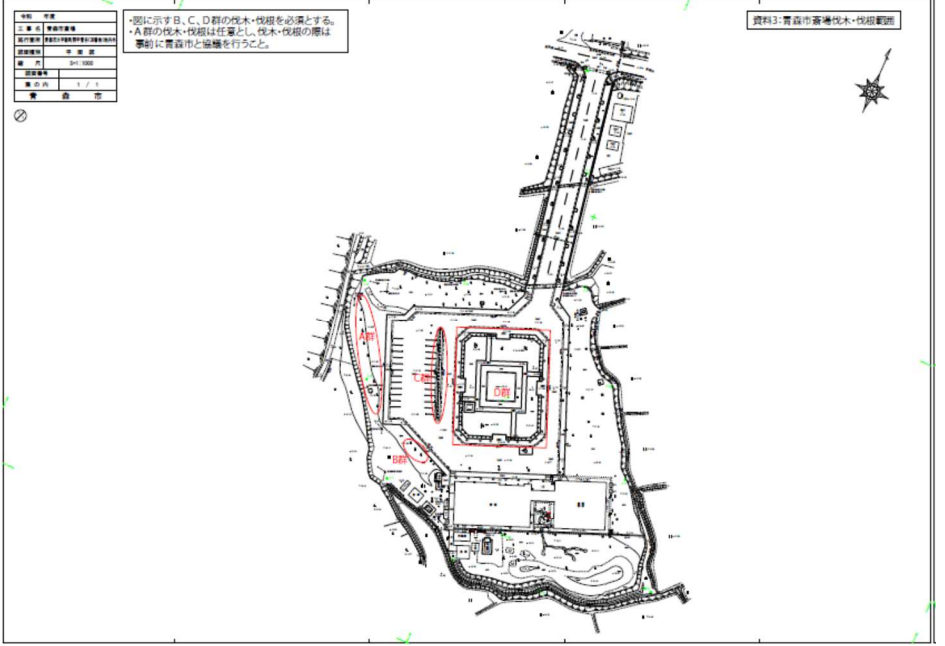
No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧																																										
1	9	第1	5	3)	イ、ウ	燃料費・光熱水費の負担について	<p>イ 新斎場及び現斎場、浪岡斎園において火葬炉に係る電気系統に子メーターを設置し、適切な系統分けを行うこと。</p> <p>ウ 事業者提案の売店、軽食コーナーにより発生する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料等）は、事業者が負担することとし、適切な系統分けを行い、費用分担すること。</p> <p>なお、自動販売機は青森市が入札を行い設置する。<u>自動販売機に係る電気使用料については自動販売機設置業者の負担とし、事業者から市が入札で決定した自動販売機設置業者に対し請求すること。</u></p> <p>エ 事業者は、本事業の維持管理・運営業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、事業者が提案時に想定する使用量を上回ることはないよう取り組むこと。</p>	<p>イ 事業者提案の売店、軽食コーナーにより発生する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料等）は、事業者が負担することとし、適切な系統分けを行い、費用分担すること。</p> <p>なお、自動販売機は青森市が入札を行い設置する。</p> <p>ウ 事業者は、本事業の維持管理・運営業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、事業者が提案時に想定する使用量を上回ることはないよう取り組むこと。</p>																																										
2	9	第1	5	4)	ア、イ	燃料等備蓄、災害時の対応	<p>4) 燃料等備蓄、災害時の対応</p> <p><u>大規模災害発生時等に備え、事業者は、以下の対応を行うこと。</u></p> <p>①平常時の対応</p> <p>ア 事業継続計画の立案</p> <p>大規模災害が発生した場合に加え、<u>火葬炉運転業務の従事者の感染症罹患等の事由において火葬を行うことが困難となった場合の事業継続計画書を、供用開始前までに作成し、青森市の承認を得ること。</u></p> <p>イ 資機材の準備等</p> <p><u>新斎場では、災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、以下の資機材を常備すること。</u> 備蓄量については、事業者において適切に提案すること。非常用燃料の備蓄に関しては燃料が入替可能な構造とし、定期的に燃料の入れ替えを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉燃料（ただし、通常業務終了時に通常の火葬件数で3日間運転できる燃料を確保していること。） ・最低限の諸室に電力供給を行う非常用発電設備及びその燃料（地上型タンクも検討すること。） 	<p>4) 燃料等備蓄、災害時の対応</p> <p>新斎場では、大規模災害発生時において、大規模災害により被災した市町村が遺体の火葬を行うことが困難となった場合において、青森県内及び県外の他の火葬場と連携して広域火葬に対応する。事業者は、以下の対応を行うこと。</p> <p>①平常時の対応</p> <p>ア 事業継続計画の立案</p> <p>大規模災害が発生した場合に加え、青森県内および近隣市町村における施設の不具合の発生、火葬炉運転業務の従事者の感染症罹患等の事由において火葬を行うことが困難となった場合の他の火葬場との連携に備えた事業継続計画書を、供用開始前までに作成し、青森市の承認を得ること。</p> <p>イ 資機材の準備等</p> <p>災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、以下の資機材を常備すること。備蓄量については、事業者において適切に提案すること。非常用燃料の備蓄に関しては燃料が入替可能な構造とし、定期的に燃料の入れ替えを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉燃料（ただし、通常業務終了時に通常の火葬件数で3日間運転できる燃料を確保していること。） ・最低限の諸室に電力供給を行う非常用発電設備及びその燃料（地上型タンクも検討すること。） 																																										
3	11	第2	1	1)		施設要件	<p>1) 施設要件</p> <p>本事業における新斎場の施設要件は、次のとおりとする。ただし、複数の告別室・収骨室・炉前ゾーンと控室ゾーンを一つのユニットとし、各ユニットを分離配置することにより、遺族・会葬者のプライバシーに配慮すること。</p> <p>○ 新斎場の施設要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,500㎡以上</td> </tr> <tr> <td>火葬炉数</td> <td>人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基</td> </tr> <tr> <td>告別室兼収骨室</td> <td>4室以上</td> </tr> <tr> <td>遺族控室</td> <td>7室以上</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>霊安室、事務室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場</td> <td>普通乗用車</td> <td>59台以上（障がい者用3台含む。）</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>2台以上</td> </tr> <tr> <td>その他の機能</td> <td>予約システム（浪岡斎園も対象とする。）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	構造	要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする	延床面積	2,500㎡以上	火葬炉数	人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基	告別室兼収骨室	4室以上	遺族控室	7室以上	その他の施設	霊安室、事務室	駐車場	普通乗用車	59台以上（障がい者用3台含む。）	大型車	2台以上	その他の機能	予約システム（浪岡斎園も対象とする。）	<p>1) 施設要件</p> <p>本事業における施設要件は、次のとおりとする。ただし、複数の告別室・収骨室・炉前ゾーンと控室ゾーンを一つのユニットとし、各ユニットを分離配置することにより、遺族・会葬者のプライバシーに配慮すること。</p> <p>○ 新斎場の施設要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,500㎡程度（要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。）</td> </tr> <tr> <td>火葬炉数</td> <td>人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基</td> </tr> <tr> <td>告別室兼収骨室</td> <td>4室以上</td> </tr> <tr> <td>遺族控室</td> <td>7室以上</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>霊安室、事務室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場</td> <td>普通乗用車</td> <td>59台以上（障がい者用3台含む。）</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>2台以上</td> </tr> <tr> <td>その他の機能</td> <td>予約システム（浪岡斎園も対象とする。）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	構造	要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする	延床面積	2,500㎡程度（要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。）	火葬炉数	人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基	告別室兼収骨室	4室以上	遺族控室	7室以上	その他の施設	霊安室、事務室	駐車場	普通乗用車	59台以上（障がい者用3台含む。）	大型車	2台以上	その他の機能	予約システム（浪岡斎園も対象とする。）
項目	要求水準																																																	
構造	要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする																																																	
延床面積	2,500㎡以上																																																	
火葬炉数	人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基																																																	
告別室兼収骨室	4室以上																																																	
遺族控室	7室以上																																																	
その他の施設	霊安室、事務室																																																	
駐車場	普通乗用車	59台以上（障がい者用3台含む。）																																																
	大型車	2台以上																																																
その他の機能	予約システム（浪岡斎園も対象とする。）																																																	
項目	要求水準																																																	
構造	要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする																																																	
延床面積	2,500㎡程度（要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。）																																																	
火葬炉数	人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基																																																	
告別室兼収骨室	4室以上																																																	
遺族控室	7室以上																																																	
その他の施設	霊安室、事務室																																																	
駐車場	普通乗用車	59台以上（障がい者用3台含む。）																																																
	大型車	2台以上																																																
その他の機能	予約システム（浪岡斎園も対象とする。）																																																	
4	16	第2	4	1)	①	耐震性能	<p>①耐震性能</p> <p>施設の構造については、「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準」及び同解</p>	<p>①耐震性能</p> <p>施設の構造については、「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準」及び同解</p>																																										

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
							<p>説に基づき、次のとおりとする。</p> <p><u>また、施設の主要構造部材は、防火区画を形成しやすいこと、建築内各種振動・騒音の伝搬を抑えやすいことに留意し、鉄筋コンクリート造を基本とする。</u></p>	<p>説に基づき、次のとおりとする。</p>
5	18	第2	5	3)	①、イ	告別室兼収骨室	<p>イ 通常1室約20人程度の会葬者等を想定するが、<u>最低2室以上は最大50人程度の会葬者等の利用にも対応できる構造とすること。それ以外の告別室兼収骨室については、室の区画に移動間仕切りを用いるなど、臨時的に最大50人が利用できる提案を認める。また、室の区画に移動間仕切りを用いる場合は、操作性や防音に配慮した仕様とすること。</u></p>	<p>イ 通常1室約20人程度の会葬者等を想定するが、最大50人程度の会葬者等の利用にも対応できる構造とすること。室の区画に移動間仕切りを用いる場合は、操作性や防音に配慮した仕様とすること。</p>
6	19	第2	5	3)	①、ケ～シ	告別室兼収骨室	<p>ケ 火葬後、炉内台車の移動に配慮した計画とすること。</p> <p>コ 清潔を保つため、微細粉、臭気の付着に対し十分な対策を行うこと。</p> <p>サ 遺族が柩を囲み、最後のお別れができること。</p>	<p>ケ 火葬時の焼香用に炉前台（位牌、写真、生花、供物を設置）と焼香台（最大2台）、線香台を設置すること。</p> <p>コ 火葬後、炉内台車の移動に配慮した計画とすること。</p> <p>サ 清潔を保つため、微細粉、臭気の付着に対し十分な対策を行うこと。</p> <p>シ 遺族が柩を囲み、最後のお別れができること。</p>
7	26	第2	6	1)	④	公害防止基準	<p>④公害防止基準</p> <p><u>新斎場は以下の公害防止基準に則るものとする。</u></p> <p>なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。</p> <p>また、特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。</p>	<p>④公害防止基準</p> <p>公害防止基準は以下のとおりとする。</p> <p>なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。</p> <p>また、特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。</p>
8	36	第2	6	2)	⑥、ウ、f)	燃料供給設備	<p>f) 燃料供給設備</p> <p>・<u>本事業の維持管理業務及び運営業務に要する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は青森市が負担することから、各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。</u></p>	<p>f) 燃料供給設備</p> <p>・各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。</p>
9	37	第2	6	2)	⑦、ア	電気・計装設備	<p>⑦電気・計装設備</p> <p>ア 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設置すること。 運転管理は現場操作盤及び制御室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が制御室より優先されるシステムとすること。 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。 計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案に委ねるものとする。 <u>火葬炉に係る電気系統に子メーターを設置し、適切な系統分けを行うこと。</u> 	<p>⑦電気・計装設備</p> <p>ア 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設置すること。 運転管理は現場操作盤及び火葬炉監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が火葬炉監視室より優先されるシステムとすること。 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。 計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案に委ねるものとする。
10	39	第2	6	2)	⑦、イ、f)	計装制御装置	<p>f) 計装制御装置</p> <p>・火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、<u>制御室</u>でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。</p>	<p>f) 計装制御装置</p> <p>・火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、火葬炉監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。</p>
11	39	第2	6	2)	⑦、イ、g)	モニター整備	<p>g) モニター整備</p> <p>排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。また、モニターはカラー表示ができるものとし、<u>事務室及び制御室</u>に設置すること。</p>	<p>g) モニター整備</p> <p>排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。また、モニターはカラー表示ができるものとし、<u>事務室及び火葬炉監視室</u>に設置すること。</p>
12	41	第2	7	1)	①	基本要件	<p>①基本要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目の要求を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 配線は、エコ仕様のものを利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。 	<p>①基本要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目の要求を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 配線は、エコ仕様のものを利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
							<ul style="list-style-type: none"> 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。 ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。 給排水管・給油管のもとに、操作盤や配線ラックを設置しないこと。 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。 太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備を事業者の提案により導入する場合は、発電した電力を本施設内で消費すること。 <u>新斎場及び現斎場、浪岡斎園において火葬炉に係る電気系統に子メーターを設置し、適切な系統分けを行うこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。 ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。 給排水管・給油管のもとに、操作盤や配線ラックを設置しないこと。 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。 太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備を事業者の提案により導入する場合は、発電した電力を本施設内で消費すること。
13	44	第2	7	1)	⑱	中央監視制御設備	<p>⑱中央監視制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は<u>制御室</u>で、空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことのできる設備とすること。 監視及び制御についての記録が適切に行うことのできる設備とすること。 	<p>⑱中央監視制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉監視室で、空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことのできる設備とすること。 監視及び制御についての記録が適切に行うことのできる設備とすること。
14	46 - 47	第2	7	2)	⑩	燃料保管設備	<p>⑩燃料保管設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時にインフラ等が遮断された場合でも火葬が可能となるよう、火葬炉設備が通常の火葬件数で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。ただし、常時使用する燃料とは別に、非常用燃料を液体燃料として備蓄する場合には定期的に入れ替えを行うこと。 「第2/7/1) /⑦発電設備」に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとする。 <u>灯油（着火用にプロパンガスを使用する場合はプロパンガスも含む）において、火葬炉で使用する燃料とその他（暖房等）に使用する燃料についてそれぞれ保管等を分けること。</u> 関係法令等を遵守したものとすること。 	<p>⑩燃料保管設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時にインフラ等が遮断された場合でも火葬が可能となるよう、火葬炉設備が通常の火葬件数で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。ただし、常時使用する燃料とは別に、非常用燃料を液体燃料として備蓄する場合には定期的に入れ替えを行うこと。 「第2/7/1) /⑦発電設備」に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとする。 <p>・関係法令等を遵守したものとすること。</p>
15	54	第4	1	2)	ウ、エ	実施体制	<p>ウ 建設業務監理技術者は、<u>一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者</u>とすること。</p> <p>エ 建設業務監理技術者、工事主任、現場代理人、現場担当者については、参加者（受注者）の<u>構成企業</u>と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>	<p>ウ 建設業務監理技術者は、一級建築士の資格を有すること。</p> <p>エ 建設業務監理技術者、工事主任、現場代理人、現場担当者については、参加者（受注者）の構成員と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>
16	55	第4	3	3)	エ	基本要件	<p>エ <u>工事にあたっては、関係機関と協議しながら地域住民の生活環境に配慮</u>すること。</p>	<p>エ 工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないこととし、関係機関と協議しながら地域住民の生活環境に配慮すること。</p>
17	60	第4	4	1)	①、ウ	その他	<p>ウ その他</p> <p>事業者は、火葬炉の主要な設備の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、青森市に提出しなければならない。また、月間工程表を作成し、前月の25日までに青森市に提出しなければならない。</p> <p>事業者は、火葬炉建設にかかわる代金額による出来高を算出し、工事期間中は、その出来高による進捗状況報告書を毎月青森市に提出しなければならない。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして、翌月の10日までに、青森市に報告しなければならない。</p>	<p>ウ その他</p> <p>事業者は、火葬炉の主要な設備の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、青森市に提出しなければならない。また、月間工程表を作成し、前月の末日までに青森市に提出しなければならない。</p> <p>事業者は、火葬炉建設にかかわる代金額による出来高を算出し、工事期間中は、その出来高による進捗状況報告書を毎月青森市に提出しなければならない。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして、翌月の10日までに、青森市に報告しなければならない。</p>
18	65	第5	1	1)	ケ、シ	施工業務及びその関連業務の実施	<p>一 設計時から実施される各種申請に関し、工事段階で必要な申請対応を図ること。</p> <p>コ 工事段階から必要となる申請がある場合は、適切に申請を実施すること。</p> <p>サ 現斎場は、新斎場を移動しながら解体をするため、遺族等及び会葬者の心情への配慮並びに遺族等、会葬者の安全を確保する計画とするものとする。</p> <p><u>シ 解体・撤去、跡地整備により発生した廃棄物（青森市が指示した物品及び備品並びに倉庫に保管している廃棄物を含む。）は、関係法令を遵守して適正に処理すること。ま</u></p>	<p>ケ 工事は原則として、日曜日・祝日及び年末年始は行わないこと。</p> <p>コ 設計時から実施される各種申請に関し、工事段階で必要な申請対応を図ること。</p> <p>サ 工事段階から必要となる申請がある場合は、適切に申請を実施すること。</p> <p>シ 現斎場は、新斎場を移動しながら解体をするため、遺族等及び会葬者の心情への配慮並びに遺族等、会葬者の安全を確保する計画とするものとする。</p>

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧																																																																																																																																																																																						
							た、備品の再利用の有無は市の決定に基づくものとする。																																																																																																																																																																																							
19	72	第7	1	3)	①、ケ	維持管理業務における基本的な考え方	ケ 新斎場及び現斎場、浪岡斎園において火葬炉に係る電気系統に子メーターを設置し、適切な系統分けを行うこと。																																																																																																																																																																																							
20	73	第7	1	6)		小破修繕について	6) 小破修繕について ア 現斎場及び浪岡斎園については、建築物、建築設備、備品全般を対象（火葬炉は除く）に、小破修繕を実施し、破損、損壊があった場合に、実用上支障のない状態まで、回復させること。 イ 小破修繕費は現斎場について年間70万円、浪岡斎園について年間20万円の範囲内とする。																																																																																																																																																																																							
21	73	第7	1	7)	イ	維持管理業務責任者及び業務従事者	イ 「維持管理業務責任者」は、「統括責任者」を兼務することも可とする。その場合は「第8/1/4)①統括責任者」に示す要件を満たすこと。	イ 「維持管理業務責任者」は、「統括責任者」を兼務することも可とする。その場合は「第8/1/4)①統括責任者」に示す要件を満たすこと。																																																																																																																																																																																						
22	73	第7	1	7)	オ	維持管理業務責任者及び業務従事者	オ 事業者は、業務の一部を構成企業以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ青森市の承諾を受けること。	オ 事業者は、業務の一部を構成員以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ青森市の承諾を受けること。																																																																																																																																																																																						
23	75	第7	1	8)	①	提出書類（表）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>作成</th> <th>提出</th> <th>新斎場</th> <th>現斎場</th> <th>浪岡斎園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">全体</td> <td>長期維持管理計画書</td> <td>供用開始年度</td> <td>供用開始前</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期修繕計画書</td> <td>供用開始年度</td> <td>供用開始前</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設管理台帳</td> <td>供用開始前</td> <td>毎年</td> <td>○</td> <td>※1</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>備品台帳</td> <td>供用開始前</td> <td>毎年</td> <td>○</td> <td>※1</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>年度維持管理計画書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>年度維持管理報告書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>四半期報告書</td> <td>四半期ごと</td> <td>四半期ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>業務報告書（月報）</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>業務日報</td> <td>毎日</td> <td>(青森市の求めに応じて)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">次期修繕更新提案書</td> <td rowspan="2">本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前</td> <td>本事業期間終了3年前</td> <td>本事業期間終了3年前</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(時点修正版) 本事業期間終了1年前</td> <td>(時点修正版) 本事業期間終了1年前</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">火葬炉設備</td> <td>運転日誌</td> <td>毎日</td> <td>(青森市の求めに応じて)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>日常点検記録</td> <td>毎日</td> <td>(青森市の求めに応じて)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>定期点検・整備記録</td> <td>実施時</td> <td>実施後30日以内</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故等報告書</td> <td>事故等発生時</td> <td>即時</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火葬炉設備に係る電気料金灯及び灯油料金報告書（月報）</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	内容		作成	提出	新斎場	現斎場	浪岡斎園	全体	長期維持管理計画書	供用開始年度	供用開始前	○			長期修繕計画書	供用開始年度	供用開始前	○			施設管理台帳	供用開始前	毎年	○	※1	※1	備品台帳	供用開始前	毎年	○	※1	※1	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度	○	○	○	年度維持管理報告書	毎年度	毎年度	○	○	○	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと	○	○	○	業務報告書（月報）	毎月	毎月	○	○	○	業務日報	毎日	(青森市の求めに応じて)	○	○	○	次期修繕更新提案書	本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前	本事業期間終了3年前	本事業期間終了3年前	○			(時点修正版) 本事業期間終了1年前	(時点修正版) 本事業期間終了1年前	○			火葬炉設備	運転日誌	毎日	(青森市の求めに応じて)	○	○	○	日常点検記録	毎日	(青森市の求めに応じて)	○	○	○	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内	○			事故等報告書	事故等発生時	即時	○	○	○	火葬炉設備に係る電気料金灯及び灯油料金報告書（月報）	毎月	毎月	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>作成</th> <th>提出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">全体</td> <td>長期維持管理計画書</td> <td>供用開始年度</td> <td>供用開始前</td> </tr> <tr> <td>長期修繕計画書</td> <td>供用開始年度</td> <td>供用開始前</td> </tr> <tr> <td>施設管理台帳</td> <td>供用開始前</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>備品台帳</td> <td>供用開始前</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>年度維持管理計画書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>年度維持管理報告書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>四半期報告書</td> <td>四半期ごと</td> <td>四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>業務報告書（月報）</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> </tr> <tr> <td>業務日報</td> <td>毎日</td> <td>(青森市の求めに応じて)</td> </tr> <tr> <td>次期修繕更新提案書</td> <td>本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前</td> <td>本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建築設備</td> <td>年度維持管理計画書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>四半期報告書</td> <td>四半期ごと</td> <td>四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>業務報告書（月報）</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> </tr> <tr> <td>年度維持管理計画書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>四半期報告書</td> <td>四半期ごと</td> <td>四半期ごと</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">火葬炉設備</td> <td>業務報告書（月報）</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> </tr> <tr> <td>運転日誌</td> <td>毎日</td> <td>(青森市の求めに応じて)</td> </tr> <tr> <td>日常点検記録</td> <td>毎日</td> <td>(青森市の求めに応じて)</td> </tr> <tr> <td>定期点検・整備記録</td> <td>実施時</td> <td>実施後30日以内</td> </tr> <tr> <td>事故等報告書</td> <td>事故等発生時</td> <td>即時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">清掃、植栽外構、警備等</td> <td>年度計画書</td> <td>毎年度</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>四半期報告書</td> <td>四半期ごと</td> <td>四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>業務報告書（月報）</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> </tr> </tbody> </table>	内容		作成	提出	全体	長期維持管理計画書	供用開始年度	供用開始前	長期修繕計画書	供用開始年度	供用開始前	施設管理台帳	供用開始前	毎年	備品台帳	供用開始前	毎年	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度	年度維持管理報告書	毎年度	毎年度	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと	業務報告書（月報）	毎月	毎月	業務日報	毎日	(青森市の求めに応じて)	次期修繕更新提案書	本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前	本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前	建築設備	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと	業務報告書（月報）	毎月	毎月	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと	火葬炉設備	業務報告書（月報）	毎月	毎月	運転日誌	毎日	(青森市の求めに応じて)	日常点検記録	毎日	(青森市の求めに応じて)	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内	事故等報告書	事故等発生時	即時	清掃、植栽外構、警備等	年度計画書	毎年度	毎年度	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと	業務報告書（月報）	毎月	毎月
内容		作成	提出	新斎場	現斎場	浪岡斎園																																																																																																																																																																																								
全体	長期維持管理計画書	供用開始年度	供用開始前	○																																																																																																																																																																																										
	長期修繕計画書	供用開始年度	供用開始前	○																																																																																																																																																																																										
	施設管理台帳	供用開始前	毎年	○	※1	※1																																																																																																																																																																																								
	備品台帳	供用開始前	毎年	○	※1	※1																																																																																																																																																																																								
	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度	○	○	○																																																																																																																																																																																								
	年度維持管理報告書	毎年度	毎年度	○	○	○																																																																																																																																																																																								
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと	○	○	○																																																																																																																																																																																								
	業務報告書（月報）	毎月	毎月	○	○	○																																																																																																																																																																																								
	業務日報	毎日	(青森市の求めに応じて)	○	○	○																																																																																																																																																																																								
	次期修繕更新提案書	本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前	本事業期間終了3年前	本事業期間終了3年前	○																																																																																																																																																																																									
			(時点修正版) 本事業期間終了1年前	(時点修正版) 本事業期間終了1年前	○																																																																																																																																																																																									
	火葬炉設備	運転日誌	毎日	(青森市の求めに応じて)	○	○	○																																																																																																																																																																																							
		日常点検記録	毎日	(青森市の求めに応じて)	○	○	○																																																																																																																																																																																							
定期点検・整備記録		実施時	実施後30日以内	○																																																																																																																																																																																										
事故等報告書		事故等発生時	即時	○	○	○																																																																																																																																																																																								
火葬炉設備に係る電気料金灯及び灯油料金報告書（月報）		毎月	毎月	○	○	○																																																																																																																																																																																								
内容		作成	提出																																																																																																																																																																																											
全体	長期維持管理計画書	供用開始年度	供用開始前																																																																																																																																																																																											
	長期修繕計画書	供用開始年度	供用開始前																																																																																																																																																																																											
	施設管理台帳	供用開始前	毎年																																																																																																																																																																																											
	備品台帳	供用開始前	毎年																																																																																																																																																																																											
	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度																																																																																																																																																																																											
	年度維持管理報告書	毎年度	毎年度																																																																																																																																																																																											
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと																																																																																																																																																																																											
	業務報告書（月報）	毎月	毎月																																																																																																																																																																																											
	業務日報	毎日	(青森市の求めに応じて)																																																																																																																																																																																											
	次期修繕更新提案書	本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前	本事業期間終了3年前 (時点修正版) 本事業期間終了1年前																																																																																																																																																																																											
	建築設備	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度																																																																																																																																																																																										
		四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと																																																																																																																																																																																										
		業務報告書（月報）	毎月	毎月																																																																																																																																																																																										
年度維持管理計画書		毎年度	毎年度																																																																																																																																																																																											
四半期報告書		四半期ごと	四半期ごと																																																																																																																																																																																											
火葬炉設備	業務報告書（月報）	毎月	毎月																																																																																																																																																																																											
	運転日誌	毎日	(青森市の求めに応じて)																																																																																																																																																																																											
	日常点検記録	毎日	(青森市の求めに応じて)																																																																																																																																																																																											
	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内																																																																																																																																																																																											
	事故等報告書	事故等発生時	即時																																																																																																																																																																																											
清掃、植栽外構、警備等	年度計画書	毎年度	毎年度																																																																																																																																																																																											
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと																																																																																																																																																																																											
	業務報告書（月報）	毎月	毎月																																																																																																																																																																																											
24	77	第7	1	11)	ア	本事業期間終了時の対応	ア 事業者は、本事業期間終了時において、施設の全てが本要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも本事業期間終了後2年以内は、建物（建築物、建築付帯設備）及び火葬炉設備の修繕・更新が必要とされない状態を基準に、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から、引渡し時の状態について青森市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。	ア 事業者は、本事業期間終了時において、施設の全てが本要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも本事業期間終了後1年以内は、建物（建築物、建築付帯設備）及び火葬炉設備の修繕・更新が必要とされない状態を基準に、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から、引渡し時の状態について青森市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。																																																																																																																																																																																						

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧																																				
25	77 - 78	第7	2			(表)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点検項目の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点検項目の詳細	… (省略)	… (省略)	～	～	… (省略)	… (省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	… (省略)	… (省略)	～	～	… (省略)	… (省略)																				
項目	点検項目の詳細																																											
… (省略)	… (省略)																																											
～	～																																											
… (省略)	… (省略)																																											
項目	要求水準																																											
… (省略)	… (省略)																																											
～	～																																											
… (省略)	… (省略)																																											
26	84	第7	13			事業期間終了前の引継業務	<p>1 3. 事業期間終了前の引継業務</p> <p>事業者は、本事業期間終了時において、施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、本事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）及び火葬炉設備については、少なくとも1年以内は修繕又は更新を要しないと判断できる状態を基準に、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）、<u>浪岡斎園の引渡しに必要な事項について、維持管理・運営開始後19年目（令和24年度）</u>から、引渡し時の状態について青森市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。</p>	<p>1 3. 事業期間終了前の引継業務</p> <p>事業者は、本事業期間終了時において、施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、本事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）及び火葬炉設備については、少なくとも1年以内は修繕又は更新を要しないと判断できる状態を基準に、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から、引渡し時の状態について青森市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。</p>																																				
27	84	第7	13	1)		青森市による確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※浪岡斎園の引継ぎについては建築物及び建築設備に係る小破修繕及び備品管理のみを検査対象とする。</p>	部位	確認内容	… (省略)	… (省略)	… (省略)	… (省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> <tr> <td>… (省略)</td> <td>… (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	部位	確認内容	… (省略)	… (省略)	… (省略)	… (省略)																								
部位	確認内容																																											
… (省略)	… (省略)																																											
… (省略)	… (省略)																																											
部位	確認内容																																											
… (省略)	… (省略)																																											
… (省略)	… (省略)																																											
28	84 - 85	第7	13	2)		引継ぎに関する協議及び支援	<p>ア 青森市は、本事業期間終了後に後任の指定管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、新斎場の引渡しに必要な事項について、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）、<u>浪岡斎園の引渡しに必要な事項について、維持管理・運営開始後19年目（令和24年度）</u>から事業者と協議を開始する。<u>新斎場及び浪岡斎園の引継ぎについて提出する書類は下記とする。</u></p> <p>【引継協議にかかる提出書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>記載内容</th> <th>新斎場</th> <th>浪岡斎園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建物等診断報告書</td> <td>建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②修繕記録報告書</td> <td>本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。</td> <td>○</td> <td>○（小破修繕のみ）</td> </tr> <tr> <td>③施設管理台帳</td> <td>本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④備品台帳</td> <td>本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤次期修繕提案書</td> <td>本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	記載内容	新斎場	浪岡斎園	①建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。	○		②修繕記録報告書	本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。	○	○（小破修繕のみ）	③施設管理台帳	本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。	○		④備品台帳	本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。	○	○	⑤次期修繕提案書	本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。	○		<p>ア 青森市は、本事業期間終了後に後任の指定管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、新斎場の引渡しに必要な事項について、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から事業者と協議を開始する。</p> <p>【引継協議にかかる提出書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建物等診断報告書</td> <td>建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。</td> </tr> <tr> <td>②修繕記録報告書</td> <td>本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。</td> </tr> <tr> <td>③施設管理台帳</td> <td>本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。</td> </tr> <tr> <td>④備品台帳</td> <td>本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤次期修繕提案書</td> <td>本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	記載内容	①建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。	②修繕記録報告書	本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。	③施設管理台帳	本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。	④備品台帳	本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。	⑤次期修繕提案書	本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。
提出書類	記載内容	新斎場	浪岡斎園																																									
①建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。	○																																										
②修繕記録報告書	本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。	○	○（小破修繕のみ）																																									
③施設管理台帳	本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。	○																																										
④備品台帳	本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。	○	○																																									
⑤次期修繕提案書	本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。	○																																										
提出書類	記載内容																																											
①建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。																																											
②修繕記録報告書	本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。																																											
③施設管理台帳	本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。																																											
④備品台帳	本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。																																											
⑤次期修繕提案書	本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。																																											
29	87	第8	1	4)	②	運営業務責任者及び業務従事者	<p>イ 事業者は、業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ青森市の承諾を受けること。</p>	<p>イ 事業者は、業務の一部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ青森市の承諾を受けること。</p>																																				
30	89	第8	1	9)	①、7、 イ	被災状況の報告	<p>ア 事業者は、災害の発生後速やかに、被災状況、火葬炉運転業務の従事者の安否、火葬能力の状況及び応援の必要性を把握し、青森市に報告すること。</p> <p>イ 新斎場の施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則</p>	<p>ア 事業者は、災害の発生後速やかに、新斎場の被災状況、火葬炉運転業務の従事者の安否、火葬能力の状況及び応援の必要性を把握し、青森市に報告すること。</p> <p>イ 施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能</p>																																				

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧																																				
							り、可能な限り早期に復旧を行うこと。 <u>現斎場及び浪岡斎園の施設に損傷等が生じた場合には青森市と協議を行うこと。</u>	な限り早期に復旧を行うこと。																																				
31	89	第8	1	9)	③	広域火葬への応援・協力	③広域火葬への応援・協力 事業者は、青森市より広域火葬の要請があった場合は、前項の対応を行うこと。また、青森市より他施設へ火葬要員の派遣要請があった場合には、積極的に協力を行うこと。本対応に要する費用は、サービス購入料とは別に、青森市が負担する。	③広域火葬への応援・協力 事業者は、青森市より広域火葬の要請があった場合は、前項の対応を行うこと。また、青森市より他施設へ火葬要員の派遣要請があった場合には、積極的に協力を行うこと。本対応に要する費用は、サービス対価とは別に、青森市が負担する。																																				
32	94	第8	9			公金収納代行業務	エ 事業者は、 <u>構成企業</u> 以外の第三者に、本業務を再委託してはならない。	エ 事業者は、 <u>構成員</u> 以外の第三者に、本業務を再委託してはならない。																																				
33	-	資料3				青森市斎場 伐木・伐根範囲	 <p>図に示すB、C、D部の伐木・伐根を必要とする。 ・A部の伐木・伐根は任意とし、伐木・伐根の際は事前に青森市と協議を行うこと。</p> <p>資料3-青森市斎場伐木・伐根範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>伐根</th> <th>伐木</th> <th>伐根範囲</th> <th>伐木範囲</th> <th>伐根範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>20cm</td> <td>100cm</td> <td>50cm~20cm</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>20cm</td> <td>100cm</td> <td>50cm~20cm</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>20cm</td> <td>100cm</td> <td>50cm</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>20cm</td> <td>100cm</td> <td>50cm</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>20cm</td> <td>100cm</td> <td>50cm</td> </tr> </tbody> </table>	種別	伐根	伐木	伐根範囲	伐木範囲	伐根範囲	①	なし	あり	20cm	100cm	50cm~20cm	②	なし	あり	20cm	100cm	50cm~20cm	③	あり	あり	20cm	100cm	50cm	④	あり	あり	20cm	100cm	50cm	⑤	あり	あり	20cm	100cm	50cm	 <p>図に示すB、C、D部の伐木・伐根を必要とする。 ・A部の伐木・伐根は任意とし、伐木・伐根の際は事前に青森市と協議を行うこと。</p> <p>資料3-青森市斎場伐木・伐根範囲</p>
種別	伐根	伐木	伐根範囲	伐木範囲	伐根範囲																																							
①	なし	あり	20cm	100cm	50cm~20cm																																							
②	なし	あり	20cm	100cm	50cm~20cm																																							
③	あり	あり	20cm	100cm	50cm																																							
④	あり	あり	20cm	100cm	50cm																																							
⑤	あり	あり	20cm	100cm	50cm																																							